

平成26年3月12日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	山崎鉄好
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里己
14番	末藤正幸	15番	小池一哉
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	牟田勝浩	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松本重男
次長	友廣秀敏
議事係長	川久保和幸
議事係員	江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
教	育	監	代	田	昭	久
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	溝	上	正	勝
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	成	松		薫
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 5 号

3月12日(水) 午前10時開議

日程第1	第4号議案	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第18号議案	平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)(産 業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第19号議案	平成25年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(産 業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第20号議案	平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算 (第2回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第26号議案	平成26年度武雄市競輪事業特別会計予算(産業経済常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第27号議案	平成26年度武雄市給湯事業特別会計予算(産業経済常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第28号議案	平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算(産 業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第3号議案	武雄市社会教育委員条例及び武雄市青少年問題協議会条 例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質 疑・討論・採決)
日程第9	第5号議案	武雄市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する 条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第6号議案	武雄市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条 例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第7号議案	武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例(福祉文教常 任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第9号議案	武雄市立保育所設置条例及び武雄市中心身障害児通園施設 設置条例を廃止する条例(福祉文教常任委員長報告・質 疑・討論・採決)
日程第13	第13号議案	平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第22号議案	平成26年度武雄市国民健康保険特別会計予算(福祉文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第23号議案	平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算(福祉文 教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第8号議案	武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例(建設常任委 員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第10号議案	平成25年度武雄市水道事業会計資本金の額の減少につい て(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第11号議案	平成25年度武雄市工業用水道事業会計資本金の額の減少 について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第14号議案	平成25年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第15号議案	平成25年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 21	第 16 号議案	平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 22	第 17 号議案	平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 23	第 24 号議案	平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 24	第 25 号議案	平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 25	第 29 号議案	平成 26 年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 26	第 30 号議案	平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 27	第 12 号議案	平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 28	第 31 号議案	平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 29	第 21 号議案	平成 26 年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 30	意見書第 1 号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第 31	意見書第 2 号	杵東地区衛生処理場組合からの脱退を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第 32	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）	

開 議 10 時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第 1 号、第 2 号の 2 件を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1 第 4 号議案

日程第 1. 第 4 号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について総務常任委員長の報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は国家公務員の給与改定に準じ、55 歳を超える職員の昇給制度を見直す、基本的に

は昇給をなくすということと、平成 18 年度の給料の切かえに伴う経過措置の廃止という 2 つの条例の改正を行うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 4 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「議長」と呼ぶ者あり〕

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第 4 号議案の報告がありました。武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に、私は反対の立場から討論をいたします。

改定される条例は、その第 1 条で 55 歳を超える職員の昇給は基本的に廃止、先ほどの報告があったとおりであります。

2 条では平成 18 年度の給料の切かえに伴う経過措置、すなわち現物補償制度は平成 27 年、来年 3 月 31 日をもって廃止するという内容になっております。その間の平成 26 年 4 月、来月から平成 27 年 3 月までの 1 年間は一定の補償額があるわけですが、それは昇給の半額を段階的に解消し、現物補償額から現給補償額の半分、限度額 5,000 円、これを差し引いた額だという内容です。平均すると 1 万円の影響が出るという説明を受けました。対象となる職員の数は 20 名ということですが、本来ならば 55 歳を超えた職員の昇給は 2 号給の昇給で、定年までの 5 年間、30 万円の昇給になるのを今回廃止するという方向で提案された議案です。

4 月から消費税が 5% から 8% に増税され、政府は 8 兆円の増税を見込み、その分国民に負担がのしかかってくるわけですが、8 兆円という額が国民 1 人当たり直しますと 6 万 6,000 円の負担増、4 人家族で言いますと 26 万 4,000 円、これは見込みですが、この負担増がかかっている中での消費税増税前の駆け込み需要で、一部の景気の回復があると言われておりますが、その後の消費税増税後の消費の落ち込みは目に見えております。

さらに、円安の影響で日常の消費資材等の物価も値上がりしております。

武雄市の 24 年度の課税標準額の所得割額の総所得金額から、25 年度を単純に差し引きしますと 4 億 673 万 6,000 円。1 人当たり直しますと納税義務者の 1 万 5640 人ですが、2 万 6,308 円下がっているわけですが、

景気を回復させる上で、国民 1 人当たりの購買力をいかに高めるか、これは景気回復の確

かな道であります。それは公務員であれ民間人であれ共通の課題である、そう考えております。

このことも、あと国民的な要求であることを指摘をして、この第4号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。賛成の立場から討論をさせていただきます。

心情的には確かに心痛む措置ではありますがすけれども、国が定めた法令にのっとり、武雄市もそれに準ずるという中での今回の議案でございますので、皆様方の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程2～7 第18号議案～第28号議案

日程第2. 第18号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）より、
日程第7. 第28号議案 平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の6議案は産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第18号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第18号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について審査の経過と結果を申し上げます。

繰越金の額の確定による歳入の補正、また、その充当先となる歳出の積立金、予備費の補正について説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 19 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 19 号議案 平成 25 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入においては、実績に基づき給湯使用料を減額、繰越金の計上、歳出においては一般会計への繰出金、予備費の補正である旨の説明でございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 20 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 20 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

既に昨年 12 月定例会において計上され可決されておりました、武雄北方インター工業団地の道路等整備工事について、繰越明許費が計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 26 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

消費税増税の影響、売り上げの推移など増減それぞれの要因を含み、前年度より 1 億 3,000 万円程度少ない予算額の計上となっております。

現場においては、通常より早い時期から車券販売を行うモーニングや新規にガールズ競輪を行うなど、売り上げ減少に苦労される中、鋭意、努力をされておられます。

また、4 月 17 日から 20 日まで、開設 64 周年記念レースが予定されているとのことです。議員各位におかれましても、この場をおかりして売り上げの増進に御協力をお願いします。

(笑い声)

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 27 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 27 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なもので給湯使用料は年間 5 万 5,000 トンを見込み、1,630 万円が計上されています。歳出の主なものは緊急通報システム、テレメーターほか改修工事費として 270 万円、観光事業の円滑な推進・発展を目的に一般会計への繰越金 600 万円が計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 28 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 28 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

新規事業として情報基盤整備負担金 1,100 万円が計上されております。武雄北方インター工業団地内の高速通信回線の整備に対する事業者への負担金で、事業費の 2 分の 1 は県より補助を受けるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 18 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 20 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 26 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。

〔賛成〕「議長」と呼ぶ者あり〕

26 番江原議員

○26 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 28 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算に反対の討論を申し上げます。

歳入で県補助金 550 万円、佐賀県産業関連施設整備事業費補助金 550 万円、市の繰入金 550 万円、それぞれ 2 分の 1 で計 1,100 万円。歳出で、情報基盤整備負担金、実施先として N T T で光サービス導入であります。本来、企業の側での実施を求めておられたわけですが、企業の側の声を聞くということで、県と市で 2 分の 1 ずつ負担ということで折り合いがつけられているようでありますが、大手企業であり、大手企業が負担するべきであると申し上げ、反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

14 番末藤議員

○14 番（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。第 28 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を申し上げます。

この整備は御存じのとおりネット社会に今や必要不可欠な光ファイバーを武雄北方インター工業団地へ整備するものであります。

この事業は企業誘致の促進に必要なインフラでございますので、この、投資を渋られる N T T に、こっだけ 1 億 4,300 万円を N T T が負担するわけでございますが、この 1,100 万でこれだけの事業を引き出したことは、本当にこう執行部におかれましては、本当に大変だったと思います。これに対しまして感謝を申し上げて賛成討論といたします。皆さん御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8～15 第 3 号議案～第 23 号議案

日程第 8. 第 3 号議案 武雄市社会教育委員条例及び武雄市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例より、日程第 15. 第 23 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計

予算までを一括議題といたします。

以上の8議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第3号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第3号議案 武雄市社会教育委員条例及び武雄市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果を御報告させていただきます。

第1条の社会教育委員条例の委員の委嘱については、学校教育及び社会教育の関係者、並びに家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者に変更し、第2条の青少年問題協議会では組織について、会長は市長をもって充てることなど改正するものとの説明を受け、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第5号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第5号議案 武雄市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

文科省からの通知により名称を武雄市就学支援委員会条例に改め、心身障害児を障害のある児童生徒等に、また就学指導を就学支援に改めるとの説明を受け、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第6号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市立給食センター設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告申し上げます。

この条例は山内学校給食センターの廃止に伴う条例改正で、第2条の名称と位置を北方学校給食センターのみにするものであり、委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第7号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第7号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告申し上げます。

この条例は武内公民館の移転に伴い、位置を新しい場所に変更するもので、委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第9号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第9号議案 武雄市保育所設置条例及び武雄市心身障害児通園施設設置条例を廃止する条例について、審査の内容と結果について御報告申し上げます。

武雄保育所の民営化については、本年4月1日から保育所移管に向けた事務引き継ぎが進められており、武雄保育所を民営化し、公立保育所はすべて私立保育園での運営になることから条例の廃止をするもので、引受事業者は山内町において芳華保育園を運営されている社会福祉法人正和福祉会ということでありました。

また、武雄市心身障害児通園施設は、武雄保育所内で実施しているたんぼぼ教室ですが、専門性が高く、サービス内容が充実したくろかみ学園児童発達支援センターへ移行するもので、費用については4,900円を上限に今までとは変わらないということでございました。

また、休日保育についても新しい保育所に引き継いでもらうとのことでありましたが、1カ所でも公立保育所を残すべきではないという意見もございまして、本委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

説明にありました休日保育についての、そのやりとりちゅうんですかね、そこら辺について、ちょっと、さっき説明されたほかにあったらお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

はい、ほかにはございませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

保育所の内容についてでございますけども、公立保育所として残すべきだという非常に強い要望、意見が市民の中にあるわけですが、そういう点についての論議はどういう形で行われましたかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

今回、武雄保育所が民営化されることによって、私立にすべてなってくるわけですが、公的保育所ですね、できることは公立保育所であるべきではないかという意見がございまして、なかなか私立に移行したときには、そういったサービス面でもですね、できない部分が休日保育とか子育て、あるいは障がい児保育とかということに対しての対応がどうなるかという部分の中で1カ所でも公立保育所を残すべきということで、議論がありましたけども、最終的にはすべていろんな形でですね、私立保育所に残ってもいろんな対応が可能ではないかということで、いろんな議論が交わされたことであります。

あとは討論のときにですね、質疑ではなくて討論でまた具体的に話が出てくるかと思えますけども、以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

続いて、第13号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第13号議案 平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から292万4,000円を減額し、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合事務費減による納付金の減額、また、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出と同様で一般会計からの繰入金の減額によるものと説明を受け、本委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第22号議案 平成26年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

前年度当初予算と比較して1億5,902万4,000円の増、率にして2.4%の増となっております。歳入については、療養給付費交付金や県支出金の伸びを見込んであり、歳出については、保険給付費が高齢者の増加や高額療養費の増加により増額、また後期高齢者支援金につきましても、単価の増加により増額がされております。

なお、現在国会で国民健康保険法の改正について審議がなされており、可決されますと限度額が4万円上がり81万円になるとの説明でありました。

委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会の質疑では5割、2割の軽減の対象者は、対象世帯は武雄でどのくらいあるのかとの質疑で、平成25年度10月基準で合わせて1,025世帯ということで答弁がなされておりました。

また、限度額の影響世帯についても質疑がなされ、今回の影響世帯に関しては204世帯との回答でありました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第23号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第23号議案 平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

前年度当初予算と比較いたしまして2,227万8,000円、率にして3.9%の増加となっておりますが、要因としては後期高齢者医療保険料が均等割額4万9,500円から5万1,800円、所得割額9.6%から9.88%へ改定されるためとの説明であり、本委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第9号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「議長」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第9号議案 武雄市立保育所設置条例及び武雄市心身障害児通園施設設置条例を廃止する条例には反対であります。

武雄市は市町村合併以前、児童福祉法施行令に定められていた公立保育所優先の考え方のもとで、市内に6カ園の公立保育所がありました。県内でも先進的役割をその当時果たしてきていたわけであります。

80年代後半に、従来の公立保育所優先の考え方が廃止されて、さらに1997年に児童福祉法が改正されたことで、保育における措置制度が廃止をされました。保育行政を直接担う自治体の責任義務は、この法改正によって保育の措置義務から実施義務に変更される。このことにより、保育改革の流れの中で公立保育所の民営化、民間委託、この流れが加速することになってきたわけであります。

武雄市も、民間委託の具体化が進められてきたわけでありますけども、かわのぼり保育所の新設と民間移譲、若木保育所、朝日第1、第2の保育所の一本化、新設民間移譲。最後に残っていた武雄保育所は、民間では難しかった障がい児保育や一時保育、休日保育、あるいは子育て相談等を引き受けて、公立保育所としての役割を担ってきましたけども、場所を移転し申請し民間に移譲することになったわけではありますが、保育ニーズの多様化も進んでいる中で、公的福祉としての保育行政は本来継続されるべきだと（発言する者あり）公立保育の最後のとりでだった武雄保育所廃止条例には、以上の意見を述べて、反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。第9号議案 武雄市立保育所設置条例及び武雄市心身障害児通園施設設置条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま、反対討論で述べられました、公立保育の役割を1つは残すべきではないかというように思います。そのように、一応認識をしておりますけれども、公立保育の残すべき役割というのが何を指すのだろうかというところでもあります。

確かにですね、平成18年6月策定の公立保育所の役割及び管理運営に関する計画では、公立保育所を1カ所残し、その役割を障がい児保育や休日保育等の私立保育所では取り組みにくい事業と子育て支援の基幹的役割を担うものとした経緯があります。その上で、御存じのように、武雄市においては平成17年より公立保育所の民営化が進められております。

17年から既に9年になろうとしておりますが、これまで民営化による不具合があるのでしょうか。私立保育園が公立に変わる運営をできていないとでも言うのでしょうか。

現在、運営いただいている私立の保育園を否定されるのであれば、反対されるのも仕方ないのかもわかりませんが、私は断じてそうは思いません。「うまい」と呼ぶ者あり）むしろ、市民病院が民営化されることによる、住民サービスの向上につながったことと同様に、保育サービスにおいても市内の私立保育園はどこも子育て中心に献身的な運営を行っていただいているようにしか感じません。

今回の武雄保育所の民営化につきましても、これまで実施されてきました特別保育の中で休日保育の継続は決まっていることであり、また障がい児保育についても同様であります。つまり、今よりも質の低下は招かない、むしろ民間活力の導入によりさらなる保育サービスの維持向上が期待できる。つまり公立では行き届かなかった面への可能性も十二分に秘めているものであると私は考えます。

よって、この第9号議案につきましては賛成すべきものと判断し、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

第 22 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論をいたします。

国民皆保険の柱とも言われる国民健康保険制度が、やがては協会けんぽ、組合管掌健康保険、共済組合など、これらを退職したのち、一時的に健康保険や共済組合に任意でも継続して加入しない限りは国保に加入することになり、従って、誰しものが国保加入者となる可能性があり、国保は医療保険における最後のとりでだと言われております。

さらに、国保の階層別加入者を見ると、低所得の人が市でも 34%の構成であったり、あるいは無職者、言葉悪いですが職をなくした人、年金生活者などが 5 割を超えるようになっているのが現状であります。

国保における重い保険料負担は、そもそも社会保険における社会的扶養部分の一翼を担う事業主負担が存在しないことにあります。国保がいかにか脆弱な財政基盤の上に置かれているか。国保を担当してる関係者の一様の認識だと考えております。

現在、国保に対する国庫負担の削減が国保の財政基盤を大きく揺るがしており、これが加入者の国保税の値上げや、その結果、払えない人が増えてきている、滞納額が大きく膨らんでしまうという結果を招いております。

医療費、事業費、保険事業費など国保の全事業にかかわる総収入で見ると、国保に対する国庫支出金は 1979 年に 64.2%を占めて最高率を記録したときもあったわけでありまして、1984 年に国保法を改悪して、医療部分への国庫負担率を医療費の 45%から給付費の——従って 7 割の 50%、すなわち 38.5%に引き下げられたわけでありまして、この改悪はその後も繰り返され、2007 年度以降、総収入に占める国庫支出金は 25%まで減らされている、そう言われております。

従って現状をかんがみれば、速やかに国庫負担を 1980 年以前のレベルに回復することを強く国に要求すべきであると考えます。

あわせて、県の市町の国保会計への助成を制度化し大幅に増やすこと、県一本化広域化が進められておりますけれども、現在抱えている国保会計の健全化はこれでは望めない、そう考えるものであります。

さらに武雄市が現在行っている地域福祉基金の取り崩しで、国保会計への繰り出しでも赤字解消の一途になってるわけでありますけども、ここは思い切った一般会計の繰越分の活用、基金の取り崩し、加入者の負担を軽減することを図り、よってそのことが地域経済に好循環をもたらしていく、このことを考えていくべきではないかとそう考えるものであります。

以上を指摘をして、第 22 号議案に対する反対の意見といたします。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

3 番上田議員

○3 番（上田雄一君）〔登壇〕

第 22 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま反対討論を伺いまして、国の根本的な財政仕組みの見直しが必要であるというような御意見だったんじゃないかなと思っております。確かに、私もそこは一致する部分もあるんですけども、それはですね、やはり先ほど討論にありましたように、国に要求すべきであるというところですね、この会計の反対になるのかなと、制度による、制度に対しての反対というところでもあります。だからといって、反対をするのであればですね、どうすればいいというところまできちんと討論を教えていただきたいなと思っております。

一般会計からの繰り入れも増額をしてという話がありました。いくら増額をしてどういうふうに運営をするという対案がないのであれば、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

ただしですね、今の現状ではどれだけ財政状況が厳しいと言いながらも、この今の制度にのっかっていくしか方法がない現状であり、国民皆保険の制度の堅持のためには、この今回のこの予算につきましては賛成すべきものと判断をしております。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 23 号議案に対する討論を求めます。25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

第 23 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場から討論いたします。

先ほど、制度の問題を言われましたけども、制度があって初めて予算が立てられ会計の仕組みが決まっていく、後期高齢者医療保険制度も前述の仕組みであります。

先ほど紹介しました、一番いいときで国からの国庫支出金、1979年当時64.2%あったと、これがどんどん制度が改悪されて、そして市町村の国保会計を厳しく圧迫する。制度と予算というのは一体のもんであります。そういった意味ではこれ、23号議案にある後期高齢者医療保険制度も、これは一貫して、これは直ちに廃止すべきだと。

前の前の政権、自民党の前の政権のときに、参議院で後期高齢者医療保険制度は直ちに廃止すべきだちゅう決議がなされました。そのあと、これも一つの要因であったかもわかりませんが、民主党が政権についたと、そして、結局国民の期待を裏切ったということから今の政権のもとにあるわけですけども、この後期高齢者医療保険制度、一体どういう理由で75歳以上あるいは74歳以下に分けられるのかと。

私もだんだん、そう言ってみたら後期高齢に近づいていきよるわけでありましてけども……（発言する者あり）それは、関係ありますよ。ただちにこういう制度そのものは……（発言する者あり）60——老人保険制度に戻すべきだと。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

最後の……（発言する者あり）討論になりますので……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論してください、静かに、静かに、静かに。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

静かに聞いてくださいよ。あなたが怒ることはない。（発言する者あり）あなたが怒ることはない。（発言する者あり）そういった意味ではですね、少なくとももとの老人保険制度に戻すべきなのだということを指摘をしておきたいと思います。（発言する者あり）今言われているような国民の意見……（発言する者あり）国民の反応、

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

こういったことをきちんと、とらえた上で制度というのは充実されて発展もし、あるいは逆に後退するときもあります。

そういう国の制度のもとに市町村の——これは県の連合になっているわけでありましてけども（発言する者あり）財政負担というのは厳しいというのも指摘をしておきたいと思いません。（発言する者あり）

2014年4月から75歳以上の高齢者が加入する、この後期高齢者医療制度の4回目の保険

料の改定が行われ、14年度、15年度の保険料が決まり、全国平均保険料の引き上げが確定的であります。制度開始時10%だった負担料が前回の保険料改定時が10.51%。(発言する者あり)これが今回10.73%へと75歳以上の高齢者が保険料として負担する率が引き上げられるという状況であります。

以上のことを指摘して、第23号議案への反対の意見といたします。以上です。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

3番上田議員

○3番(上田雄一君)〔登壇〕

第23号議案 平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

また、先ほど国民健康保険と同様にですね、制度に対する批判、反対というような感じで聞こえております。では、どうされる……(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

静かに。(発言する者あり)

○3番(上田雄一君)(続)

ではどうするのか。今の——先ほども申し上げたとおりですけれども、現状の制度にのっとして、この後期高齢者医療の特別会計についても、現行の制度にのっとしていくしか方法が今のところないのではないのでしょうか。

重鎮の平野さんのこれまでの御活躍にかなり期待をしておりましたけれども、なかなかそこまで進むことはないのではないかと(笑い声)いうところですね、あくまでも現状の国の方針にのっとして進めていくしか方法がない現状で、今回のこの後期高齢者医療特別会計予算については賛成すべきものと考えております。議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程16～26 第8号議案～第30号議案

日程第16. 第8号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例より、日程第26. 第30号議案 平成26年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 11 議案は建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 8 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。ただいまより報告します。今定例会において、本委員会に付託されました第 8 号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例について報告いたします。

今回の改正は平成 26 年 1 月 3 日、配偶者暴力防止法の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が一部改正されたことに伴うものであります。

執行部からは同法の改正に倣い、武雄市営住宅設置条例においても単身入居要件の一つである DV 被害者の適用範囲を法に沿った正規の範囲とするものであるとの説明を受けました。

DV 被害者の対象として、改正前は事実婚の相手方を含む配偶者からの暴力を受けた者となっていたのに対し、改正法ではこれまでの対象者に加え、生活の本拠を共にする交際相手に拡大するものであるとのことです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に第 10 号議案より第 11 号議案までの 2 議案については、関連しておりますので一括して報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 10 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計資本金の額の減少について、第 11 号議案 平成 25 年度武雄市工業用水事業会計資本金の額の減少について報告いたします。

いずれも、地方公営企業会計基準の見直しに伴うもので、みなし償却制度の廃止によるものであります。

今回の見直しは平成 26 年度予算、決算から適用されるため、水道事業で 14 億 969 万 699 円を、工業用水道事業では 4 億 9,078 万 6,892 円を資本金から資本剰余金に振りかえる措置、すなわち資本金の減額について議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 14 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 14 号議案 平成 25 年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）について報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳入については前年度繰越金の確定等による補正、歳出については消費税納付額の確定に伴う消費税等の減額や、精算見込みによる工事請負費等の施設管理費の減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 15 号議案 平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について報告いたします。

今回の補正は、歳入において使用料の最終見込みによる増額補正と、これに伴う一般会計からの繰入金の減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおりを可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 16 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 16 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）について報告いたします。

今回の補正の主なものとして、歳入について使用料、分担金の最終見込みによる増額補正及び国費の内示減と年度間調整による国庫補助金の減額等の補正であり、歳出について浄化槽の管理基数の増加に伴う法定検査手数料等の増額補正と起債償還金利子の確定による減額

補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 17 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 17 号議案 平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 回）について報告いたします。

今回の補正の主なものとして、繰越明許費において、工事進捗に合わせた移転完了が新年度にずれ込み移転補償費と工事請負費を新年度に繰り越すもので、1 億 4,584 万 8,000 円を計上しているとのことです。

歳入については、社会資本整備総合交付金の内示減により、国庫補助金、県補助金、繰入金及び市債の減額補正、歳出については、交付金事業の内示減に伴い事業量見直しを行い、それぞれ減額補正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 24 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 24 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計予算について報告いたします。

下水道事業特別会計は、昨年 12 月議会において特別会計条例の一部改正が行われ、26 年度より下水道事業に関する農業集落排水事業、公共下水道事業、戸別浄化槽事業の 3 つの特別会計を統合したものとなっています。

その内容の主なものとして、公共下水道事業費では、小楠、西浦及び永松地区の枝線管渠の布設工事費を計上、この事業については平成 16 年度から事業に取り組み、平成 19 年 12 月から順次供用開始を進めてきており、平成 25 年度末には天神地区の供用を開始しているとの説明を受けました。

戸別浄化槽事業費については、公共下水道、農業集落排水事業の区域を除く市内全区域を対象に平成 21 年度から取り組んでいるとのこと。整備の内容は 50 人槽までの浄化槽本体を市が設置するものであり、平成 26 年度の設置基数は 180 基を予定しており、また、寄附については 30 基を見込んでいるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

7 番宮本議員

○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど、浄化槽のほうですね、25 年に 180 基と。26 年はどういうふうに見込んであるという話ですかね。（「あっ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

すいません、ちょっと、僕が 25 年て言ったのならそれは間違いです。平成 26 年度の設置基数は 180 基です。どうもすいません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 25 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 25 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。

区画整理事業の進捗は、永松地区及び八並、小楠地区の一部が残っている状況で、平成 25 年度末の進捗率は約 80%となっているとのことでした。

歳出においては、工事請負費として駅東付近の甘久武雄線、永松川良線、区画道路、街区造成などの工事、区画整理以外では天神崎白岩線ほかの道路舗装工事などに要する費用を計上、補償補填及び賠償金として、区画整理地権者の建物等移転補償費を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 29 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 29 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計予算について報告いたします。

消費税率アップ及び会計制度見直しに対応した予算編成となっています。業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 8,965 戸、1 日平均給水量は 1 万 6,221 立米で、平成 25 年度の実績を勘案して計上しているとのことです。

収益的支出において、原水及び浄水費が昨年と比較して 2,417 万 2,000 円の増額となっているのが、これはダム管理負担金の増と消費税率の変更によるものであり、資本的支出において、建設改良費では昨年より踊瀬ダムと淵ノ尾ダム連絡管の布設替え工事に着手しており、その工事費 5,000 万円と埋設箇所の用地費を計上、また、老朽管更新事業として 1 億 300 万円と旧市町間の接続事業に 1 億円を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 30 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 30 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量として給水事業所数は 4 事業所、1 日平均給水量は昨年より 50 立米多い 674 立米で、平成 25 年 7 月より三京ステンレス鋼管株式会社が 1 日 30 立米から 80 立米に契約が増えているとのことです。

収益的支出においては、8,024 万 8,000 円を計上しており、これは、みなし償却制度廃止に伴う減価償却費の増によるものであるとの説明を受けました。資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

2点ですけど、これまで工業用水会計に一般会計からの繰り入れがありますが、私ども、この繰り入れを見直しを要望してましたけれども、議論なされたかどうか、新たに1社新規参入であります。さらに、もう1社新規参入されているわけですけども、その会社の水の利用、工業用水の利用についての議論はなかったんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

繰入金についての議論は委員会としてはしておりません。

また、今江原議員のほうから言われました、もう1社についてのことも報告はありませんでしたので、その点もしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

工業用水のほうではですね、水道のほうではダム管理費が増えたっちゃうことですので、同じダムを使ってるので工業用水のほうも増えたんじゃないかなっちゃうふう思うんですけども、その辺について議論っちゃうんですかね、説明はなかったでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

ありませんでした。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 8 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 10 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 10 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 11 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 14 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 15 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 16 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 17 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 24 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 25 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 29 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 30 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕（「討論省略」「反対するなら討論せんけん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27～29 第 12 号議案～第 21 号議案

日程第 27. 第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）より、日程第 29. 第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正は、事業費の最終見込みによる調整や市長・市議選挙に要する経費、将来の財政需要などに備え、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金への積み立てに要する経費などが計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算についての審査内容と結果について報告いたします。

26 年度予算は市長改選期に伴い、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心として編成された骨格予算となっており、新規事業などの政策的な経費については補正予算での対応となるものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。(発言する者あり)

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（9 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は事業費の確定、精算によるものが主な計上であり、各事業の確認を行いました。

減額補正の計上が多い中、武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金、農業体質強化基盤整備促進事業、間伐実施加速化事業補助金、新幹線鉄道工事に絡む経費など、実績による増額や国の追加事業といった要因で一部増額が見られます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 31 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

繰越明許費の補正として、林道富津原線ほか整備工事に係る追加、新幹線鉄道工事に伴うため池及び農道改修事業の変更、また歳出には新幹線鉄道工事に伴うため池及び農道改修工事自体の経費 3,600 万円が計上されております。

この財源は鉄道運輸機構が負担するというので、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算について、

審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に関して主なものを申し上げますと、2款2項1目、企画総務費に公共事業残土搬入地整備工事に要する経費、7,700万円が計上されております。

第12号議案で継続費の補正が計上されているもので、東川登町の残土処分場で発生した地すべり対策に要するものです。

6款1項3目、農業振興費に強い農業づくり交付金8,053万円が計上されております。きゅうりハウスの建設費を初め、施設の整備等に対して総事業費の4分の3を補助するものということです。

継続事業、新規事業、さまざまな取り組みに関し予算の計上がされており、一部骨格予算の色合いもございますが、各事業に対して質疑が交わされました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第12号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長（発言する者あり）

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第12号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第9回）についての審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

民生費、衛生費、教育費とも、25年度の実績や見込みによる補正で、老人福祉費の公的介護施設等整備事業補助金では東川登町にあるケアハウスみふねのスプリンクラーの整備に対して、全額国の交付金で補助金2,478万円が追加をされております。

また、教育費では武雄小学校屋内運動場改築事業で、平成25年度の国の第1次補正予算により前倒しで実施対応ができることになったため、3億8,177万円が計上されております。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第31号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 31 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

第 9 回の補正で X P 対応のパソコン小学校で 55 台、中学校で 25 台を計上されておりましたが、学校にあるすべての X P 対応のパソコンと、さらに不足していたものを含め小学校に 15 台、中学校に 10 台の追加をするものと説明を受け、委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算について、主な審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられますが、民生費の社会福祉費では所得の低い方々への負担の影響を考慮し、臨時福祉給付金 1 億 6,750 万円が予算化されております。

また、26 年度の新事業として、手話奉仕員養成事業を杵藤地区 3 市 4 町で実施がされますので、その負担金が計上をされております。

また、教育費の図書館費では図書館駐車場交通誘導業務委託料が計上をされており、委員からは、学校のタブレット関係で親のタブレット教室の開催、充実について要望があり、また、主な質疑では、給食費の消費税率アップによる値上げはどうされているのかということでの質疑があり、現行のままでいくと、ただ、10%に引き上げられたときには、そのときに検討をしなければならないかということの答弁でありました。

以上、委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 9

回) についてを報告いたします。

今回の補正の主なものとして、街路事業費では中野御船山線及び武雄温泉駅南口の広場整備に関連する永松川良線や天神崎白岩線などの街路事業において、国庫補助金の内示減に伴い事業量見直しを行い、委託料、工事請負費、補償補てん及び賠償金の減額補正、なお、公有財産購入費については、武雄温泉駅南口の広場整備に関連する事業を促進するため、開発公用地を買収する費用を増額補正するものであると説明を受けました。

また、住宅費では工事請負費において入札差金及び精査による減額補正、補償補てん及び賠償金において移転単価、移転対象者数の減により減額補正をするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算について御報告いたします。

主なものとして、下水道費では新幹線鉄道工事に伴う富岡下水路付替工事の費用を計上、この工事は 25 年度からの継続事業であり、26 年 7 月 31 日に完成予定であります。

道路維持費では舗装補修、側溝整備等山内、北方を含み 6,500 万円を計上しているとのことです。

また、し尿処理費では北方町のし尿・汚泥処理の負担金として、杵東地区衛生処理場組合負担金 5,024 万 9,000 円を計上しているとの説明を受けました。

杵東地区衛生処理場組合負担金について、委員から合併当時、武雄市には北方町の分を処理する能力はなかったが、今はし尿処理センターで一時処理して、その処理水を浄化センターに放流してできることにより、処理能力も増加している。今後、北方町のし尿・汚泥処理を武雄市でできないのか、経費削減になるではないかとの意見に対し、執行部からは物理的には可能であり、経費節減にもなるとの回答がありました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 12 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は各所管の委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 21 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「議長」と呼ぶ者あり〕

26 番江原議員

○26 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

歳入の中で固定資産税収入であります。市長はこの間、固定資産税を引き下げたとブログ等でも発信をされておられます。

確かに県下一高かった旧武雄市の 1.55%の税率を 1.48%に引き下げ、案を提出されたのは町民の声に押されて、8 年前の公約に後日提起されたと思う次第であります。（発言する者あり）山内町、北方町にとっては（発言する者あり）合併前と比べたら引き上げられているのが事

実であります。市長が固定資産税を引き下げたと言うなら、山内、北方町の合併前の 1.4% の税率に戻すべきだと今でも町民は考えております。(発言する者あり)

歳出においては、第 1 に図書館の C C C への指定管理委託料 1 億 1,314 万 3,000 円の支出に反対であります。

さらに市長は先週、次の公約発表をされ、ブログに掲載をされています。それを見ますと、キッズライブラリーをつくとされており。明らかに以前あった子どもの部屋を壊したことで、市民の批判が大きかったことが明らかになったのではありませんか。(発言する者あり) 私は市長の独断専行が招いた責任ははかり知れない。(発言する者あり)(笑い声)

第 2 に教育関係の支出で、学力診断委託料 457 万 9,000 円、さらに I C T 教育支援業務委託料 2,996 万円、I C T 教育施設システム保守業務委託料 1,200 万円、タブレット収納ケース購入費 797 万円に、臨時職員賃金としての中の教育監の月 60 万円、年間 720 万円、共済その他の含めると、この支出に反対であります。

この 4 月から全小学生に反転授業が推進されますが、子どもたちの教育を教えるのはタブレットでなく、人間ではないでしょうか。(発言する者あり)(笑い声) この教育を進めるべき、強く求めるものであります。(発言する者あり)

歳出の第 3 に、日本国地方政府シンガポール事務所負担金 144 万円、住宅借上料 517 万 5,000 円等、合計 1,000 万円を職員人件費を加えると、さらに増えるのではありませんか。武雄市にとって本当に必要なのでしょうか、直ちに中止すべきだと申し上げる次第であります。

以上、反対の理由を申し上げ、反対の討論といたします。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

23 番黒岩議員

○23 番(黒岩幸生君)〔登壇〕

賛成討論いたしたいと思えます。

その前に、こういう総予算に対しての反対討論が出た場合は、議員の皆さんがそれぞれの立場でですね、言われたことに対してその分は私が行く、この分は私が行くという討論をぜひともお願いしたいと思うんですね、これはこうだと。

ということで、私が一つだけ言いたいのは、きょうの新聞でしたか、電子黒板を導入するちゅう話が出ておりました。決して電子黒板が教育するんではないんですよ。(笑い声) 教えるのは先生なんですよ。そして、1 番わかりやすい教育をするためには、個々にタブレットを持たせる。そうすることによって、一人一人の気持ち、学力が瞬時に先生がわかる、そういう利便性を生かしていく。

私が一般質問のとき、これ 3 年間ずっと言ってきたのは、この役所、紙の世界に 3 D を持ち込むというのは、自然科学の視野を持ってくる。せっかく電子化されているのに対して、

これを利用しない手はない、使い方次第なんですね。それを私、ずーっと3年間言っていました。

電子黒板も考えてみれば、民主党政権のときでしたか、導入反対でしたね。なんかこの蓮舫さんですかね、葛藤されたちゅう話を聞きます。しかし、私は当時、ぜひともこれをに入れてほしいということで、山内でしたかね、まずしてもらって、そしてその結果、だんだんいい面が出てきてるとこなんですね。だからぜひとも、教えるのは学校の先生、先生はよりよく教えるためにですね、ぜひともこのことについては賛成したいと思います。

この部分だけにとどめておきたいと思います。あとはよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

14 番末藤議員

○14 番（末藤正幸君）〔登壇〕

第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算の賛成討論を行います。

江原議員さんの反対討論の中でですね、商工振興費について反対をされていたようでございます。これはシンガポール事務所、日本国地方政府シンガポール事務所、これの経費ですね、144 万。これはそこの借り賃とか、そこの事業費、活動費が入ってこの金額が武雄市負担でございます。これ全体で 1,008 万ある中をですね、7 自治体と団体でですね、折半して 7 等分して 144 万の支出でございます。

それとまた旅費等も言われましたが、これはシンガポールでの職員が今いろんな面で誘客とかですね、特産品の PR、先ほどのシンガポール事務所もそうでございます。武雄市の特産品を販売促進というようなことで事業を展開していただいとるわけでございます。

そういうことですね、シンガポール関係で 1,000 万の予算がついてるとかどうのこうのとおっしゃいましたが、それは住宅費まで入れても 600 万ぐらいしか金額がないわけですよ。それをちょっと過大に、こうおっしゃってましたので、私もここに出て賛成をしているところでございます。

そういうことですね、シンガポール事務所も、そういう 7 自治体一緒になって、こうやっておられるわけでございますので、これに武雄市が反対するというのはおかしいわけでございます。

ぜひとも皆さん賛成をお願いしたいと思います。

以上を申し上げて、賛成討論にかえさせていただきます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

4 番山口裕子議員

○4 番（山口裕子君）〔登壇〕

あまりにもびっくりしてですね、頭がぼーってなって、なんです、第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算に対しまして、賛成の意見を述べさせていただきます。

図書館のことでこれだけ効果が出て皆さんに喜ばれている施設を、それに子どもの居場所と子育て中の支援ということで、本当に図書館はですね、精一杯の1.4倍の広さで、精一杯の形で子どもたちのための本のコーナーをつくっていただきました。もう、その結果を、今、先ほどそんな、江原さんがそういうふうに言われて頭が本当にぼーっとになりましたが、さらによくするために、子育て環境を整えていくためにキッズライブラリーっていう展開をですね、私も言っているところであります。

本当に取り方によってですね、こうも——結果になってることをですね、言えるのかと思って私も本当にびっくりしてですね、さらによくなっていくために、武雄市がさらによくなっていくための予算がここに上がってるわけですね。

皆さん方、本当それは理解されていると思いますが、私の意見を添えて賛成の立場で言わせていただきます。よろしく願いいたします。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第21号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 意見書第1号

日程第30. 意見書第1号 TPP交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。16番小柳議員

○16番（小柳義和君）〔登壇〕

意見書第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書につきまして、趣旨の御説明をいたします。

武雄市議会は平成22年11月にTPP交渉参加への慎重な対応を求める意見書、平成25年3月にTPP協定交渉参加表明に関し国益が守れぬ場合は即時脱退を要求する意見書をそれぞれ国に提出しております。

昨年、農林水産物の重要品目の取り扱い、食の安全・安心を初め、当該交渉、連携からの脱退も辞さない姿勢、また十分な情報開示に至り、衆参両院の農林水産委員会による決議がなされておるところです。

武雄市議会といたしましても、地元から大いに声を上げ、国民の不安を払拭すべく、本意見書の提出を提案するものです。

項目といたしまして1つ、TPP交渉においてTPPに関する衆参農林水産委員会決議を

必ず実現すること。2つ、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。この2つを掲げ、政府与党を初め、国、関係機関に対して強く求めるものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第31 意見書第2号

日程第31. 意見書第2号 杵東地区衛生処理場組合からの脱退を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

杵東地区衛生処理場組合からの脱退を求める意見書について、趣旨説明を行います。

これまで建設常任委員会では、し尿処理場の処理能力を強化するためには、一般廃棄物と産業廃棄物の垣根を越えた下水道処理場での処理をすべきだとして、現執行部にその対応を求めてきたところです。

今般、執行部の努力により一般家庭のし尿を処理センターで一次処理し、その処理水を浄化センターに放流して処理できるようになり、試算によると年間約1億4,000万円の経費削減ができるようになりました。そこで、さらに経費節減を進めるためには、北方町のし尿を杵東地区環境センターでの処理に頼らず、同じく武雄市内のし尿処理施設及び公共下水道施

設で処理するのが最良の方法であると思われま

よって、執行部におかれましては、早い時期に杵東地区衛生処理場組合からの脱退を進めるべきであります。

以上の理由から、議員各位の御賛同をよろしく申し上げ、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定

いたしました。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第 2 号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第 2 号は原案のとおり可決

されました。

日程第 32 閉会中継続調査申出について

日程第 32. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛に提出されて

おります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定

いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 3 月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでし

た。

閉 会 11時41分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 山 口 等

〃 議 員 山 口 良 広

〃 議 員 石 丸 定

会 議 録 調 製 者 松 本 重 男